

〔総合発表会基調講演要旨〕

九州における水田農業の問題点と今後の方向

長 憲 次 (九州大学農学部教授)



第56回九州農業研究発表会総合発表会の基調講演では、次の3点を主要内容にして話題提供を行った。

- (1) 現段階における水田農業再構成の方向と課題
- (2) アメリカにおける

家族農業経営の動向と問題点

(3) アメリカとの対比におけるわが国の農業担い手経営確立のあり方と条件

このうち、ここでは(1)の点に限って要旨を記しておくことにしたい。

昭和40年代以降、わが国の経済はそれ以前とは全く異なる高度資本主義段階へと移行した。この時代を「現段階」と呼ぶと、この新しい段階における農業構造と農業をめぐる「与件」の本質的变化の要点として、①農業機械化の高度の発展、②農外労働市場の高度の展開と農家の自家労賃評価基準の上昇を含む労賃の高騰、ならびに農業労働力の減少、③農業の構造変化の深化と「自作農体制」の崩壊、膨大な数の農家の落層化と兼業深化、および、④国民の食料消費構造の変化と水田利用方式転換へのインパクトの増大の4点をあげることができるだろう。

これらの条件変化に対応した水田農法転換のあり方を農業経営組織の面からみると、まず第1に、上記の①と②に対応して、規模構造の根本的再編が必要となっている。農業機械化の本格的発展は農業労働力の減少と労賃上昇と工業発展を基にしてもたらされたものであったが、特に水田農業の分野では、昭和30年代以降いくつかの段階の経過を経て、昭和50年前後の時期までにいわゆる「中型機械化一貫体系」が確立され、わが国の水田農業は高度機械化段階に到達した。この機械化を中心とした技術革新の及ぼした効果は自明で、所与の一定の労働単位のもとで大幅な経営耕地面積の拡大が省力化によって可能になるとともに、労働手段に投下された固定資本は「規模の経済」の論理にしたがって、経営規模または作業規模の拡大による固定費の節減を経営内部から強く要求することになる。かつては1～3haが水田農業の技術的または経済的な最小適正規模であったものが、いまや10～20haが土地利用型水田農業の最小必要規模となり、この規模階層の形成にむけた零細規模構造の再編が重要

な課題となるにいたった。規模拡大と同時に、さらに一方では、稲作のほかに麦作等を加味し、水田利用の高度化と経営の複合化を図っていくことが、大規模化した固定資本のコスト削減や地代負担の軽減を目的にした高度機械化段階の大規模経営の内発的要求にもなってきている。土地利用の高度化と経営の集約化はかつては主として家族労働力の「完全燃焼」のために追求されてきたが、いまや機械・施設に係わる固定費の節減と大規模化した経営耕地に対する地代の節約がその主要因となるに至っている。

農業経営組織転換の現段階での第2の大きな方向は、前記④の食料消費構造の変化に対応した水田利用方式の転換である。稲作が「独得的」地位を占めてきた既往の水田利用にかわって、夏期灌がい期間中に非灌がい畑作物が作付され、水稲と水稲以外の畑作物、あるいは湛水灌がいと非灌がい水田利用とが年度をこえて経年的に輪換していくような新しい輪作の水田利用方式の確立が必要となっている。稲作からの水田利用の転換は現実には固定的転作の形態をとっているものが少なくない。しかしながら、畑と比較すると、水田は高収量の形成、地力の損耗防止、連作障害の回避等の多くの利点を伴う優位な地目形態である。したがって水田地目の特性を基本的には維持しつつ、田的利用と畑的利用とがなんらかの期間にわたって輪換していく方向が水田利用方式転換の目標とされていくべきであろう。

第3に、労働組織に関する側面での経営組織転換のあり方として、経営と家計とが分離した大規模経営のもとで労働に対する個別的労賃範疇の形成が求められているのだが、高度に機械化し大規模化した現段階の農業生産力の形成過程では、労働力の機能面において各個の労働主体のより明確な機能分担と協業編成が必要とされているように考えられる。

要するに、以上のような内容にわたる農業経営組織の転換をとおり、現段階に照応した農業生産力構造、換言すると水田農業の新しい農法構造の確立がいま必要とされているわけである。

新しい農法構造確立の途上には多くの技術的課題が存在している。水稲直播技術、稲麦作大規模機械化高生産力技術、水田輪作技術等はなお十分には未確立である。だが、ここでは現段階の水田農法再編をめぐる技術的課題を生産力要因自体のあり方の次元で問題にすると、とりわけ「土地」要因に関して「零細分散錯圃制」の止揚と土地基盤の質的改良の二つが今後の重大な問題である

といえよう。

まず、前者の耕地分散に関して1960年農業センサスによって明らかにされた統計資料によると、都府県1農家当たり平均耕地分散係数は5.23、1箇所平均面積は19aというのが実態である。筆者らが最近行った福岡県の大規模稲麦作農家14戸の経営耕地1団地平均面積は51aであった。センサス平均よりは大きいものの、零細分散であることに変わりはない。

経営耕地のこうした著しい零細性と分散性は集落を基本単位にして編成されてきたわが国の灌がい農業の中で必要にして形成されてきたものであり、さらにそれが明治以来、現段階にいたるまでの長い時代をとおしてほとんど変化しないまま生き続けてきたのは、①労働手段の発達の幼弱性、②農業の無畜性、③穀類に偏倚して追求されてきた低位な商品生産農業の三つの要因に帰することができるように考えられる。が、いずれにしても、いまその根本的止揚が、第1には高度化した機械の高い利用効率の確保、第2には食料消費構造の変化に対応した水田利用方式の転換という二つの理由から必須不可欠となってきている。

このうち第2の理由に関連し水田基盤の質的条件についてさらに指摘しておく、米作からの転換の必要に応じて夏期灌がい期間中に非灌がい畑作物を水田に導入し高い生産力をうちだしていくためには、末端小水系の大部分を占める程度の広がりをもつ団地的土地利用システムが構築されていかなければならない。より高水準の土地改良事業による「汎用水田」の整備が必要だが、低平な水田地域で土地改良事業のみによって零細耕地片毎に土地利用上の制約を全く伴わない「汎用水田」を造成していくことは土地改良事業費の制約の点からも困難であろう。土地改良事業長期計画にそって整備が推進されてきた水田基盤整備の現状についてみると、「地下水位70cm以深・用排水完備・区画30a以上」のものは都府県の全水田の18.9%にしかすぎない（農水省構造改善局、土地利用基盤整備基本調査、昭和59年7月）。完全な整備済み水田の面積割合はきわめて低く、しかもこれらの限られた整備済み水田に関して、零細耕地片毎の利用においては「汎用水田」とは必ずしもいえない土地利用上の制約を伴う場合が少なくない。食料消費構造の変化に対応した水田利用方式転換の技術的条件を満たすためには、高水準の土地改良事業のさらなる推進に加えて、「水」利用の団地的コントロールを可能にする属地的集团的土地利用調整が必要である。

現段階の水田農業における新しい生産力構造の構築、換言すると農法再編の課題は農業担い手についての検討をぬきにしては完結しないだろう。そこで担い手経営のあり方について最後に簡単な検討を加えておくことにする。

こんにちの高賃金・高度機械化段階の水田農業の中核的担い手は経営と家計が分離し、経営管理機能の水準も

高まった高生産性・高収益性の大規模経営であり、それには個別経営体と組織経営体の二つの展開形態があり得ることは改めていうまでもない。しかしながら、これらのいずれの経営形態の場合にも、農業機械の十分な稼働能率の確保、輪作的水田利用方式の確立、水田利用の高度化、高い土地生産力の形成などのためには、前述のとおり、零細分散錯圃の止揚がどうしても必要である。それは多数の土地所有者や中小規模農家の土地利用の団地化に関する合意形成にまたなければならない。

さらに、わが国の水田農業では、水田という特殊装置化された耕地条件の一半をなす水利施設の維持管理は1集落で1、2戸といった少数大規模農家だけでは不可能であろう。1例を示すと、福岡県前原市土地改良区管内の瑞梅寺川水系には流路8.4kmの同河川の短い区間に合計58にのぼる井堰が設けられている。これらの井堰からの河川水とこのほかさらに大小21の溜池を補充用水源にして、この地域内の関係8集落、合計面積680haの水田の灌がいが行われている。平均水田面積85haの1集落平均の井堰数は7.3、溜池数は2.6箇所のにぼっている。この前原市には全市にまたがる「前原土地改良区」が設立されているのだが、上記の井堰、溜池、その他の幹線・支線水路の維持管理等は、実際にはほとんどすべて、土地改良区とは別の集落ごとの任意水利組合（集落組織）によって担われているのが実態である。維持管理のためのコストもまた、その大部分が、集落ごとの行政区費や区役（出役）によって内部化されつつ水田の維持は果たされている。農業構造の変化に伴って、こうした水利秩序もまた、水利施設を近代化し土地改良区の組織と機能を強化していく方向で根本的に再編していくことが必要となってきている。だがその変革には長い年月を要するであろう。現状のもとで農地の維持管理を行っていくためには、相当数の農家が維持され、それらの属地的共同が必要である。この事例からも明らかのように、まさに、半ば共的「むらの土地所有」範疇のうえに成立してきたのがわが国の水田農業である。

欧米の農場制的畑作農業とは本質的に異なる性格をもつわが国の水田農業の維持や前述の零細分散錯圃制の止揚のためには、少なくとも当分の間は、一定の厚みをもった中小規模農家の維持が必要である。わが国の総農家数は、戦後の一時期を除くと、約604万戸（1955年、1集落平均約40戸）であったものが、現在では約380万戸（1990年）にまで減少し、年率2.5%内外の速いテンポで減少し続けている。いずれはこの減少率は必然的に鈍化するであろうし、かつての30%内外（200～250万戸、1集落平均12または13戸）にまで減少した時点では、農村社会と地域農業の維持という2重の観点から、農家戸数の減少抑制と戸数の維持が政策的課題となってくるであろう。いずれにしても、中小規模農家をこのようにして意義づけ、高生産性・大規模経営体と中小規模農家群の両方を現段階の水田農業の担い手として位置づけ、これ

らを包含した地域全体の組織化・システム化を基にして課題解決が図られていく必要がある。つまり、農業担い手は個別型と組織型の2形態を含む農業生産力の中核的担い手経営と農村社会・地域農業の担い手農家の2重形

態を考え、それらによって形成される社会システムを前提にして、新しい水田農法の構築は可能になるという考え方をとりたい。